

# 大阪市の就学相談

～ 障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて ～

大阪市教育委員会

## 【基本的な考え方】

- 大阪市では、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校で学ぶことを基本としています。
- 障がいのある子どもの就学先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重しています。
- 通学区域の小学校がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行います。
- お子様を学校教育全体で受けとめ、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行います。

## 【多様な学びの場】

### ○通常学級による指導

通常学級においては、集団での指導とともに、教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫をしています。必要に応じて「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、指導・支援を行います。



### ○特別支援学級による指導

障がいの状態に応じて、「弱視」、「難聴」、「知的障がい」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「自閉症・情緒障がい」の6つの学級種別があり、通常学級や特別支援学級での学習を行い、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づく指導・支援を行います。

### ○通級指導教室による指導

大阪市では、小学校・中学校、計17校に21の通級指導教室が設置されており、通常学級に在籍しているお子様が、週1～2時間程度、専門的な指導を受けることができます。通級指導教室では、「個別の指導計画」を作成し、一人一人の障がいの状態に応じた指導・支援を行います。また、「個別的教育支援計画」につきましては、在籍する学校と通級指導教室が連携し作成しています。

※多様な学びの場として視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のお子様を対象とした特別支援学校(府立支援学校)もあります。お子様の障がいの状態やお住まいの場所によって、通学区域が決まっています。詳しくは、通学区域の小学校までご相談ください。

# 入学までの流れ

## 【入学までの流れ】

4月～

### 【学校見学・就学相談の実施】

- 通学区域の小学校に連絡して、できるだけ早く就学相談を行ってください。  
5月頃には、学校への相談をはじめてください。
- 小学校の教育方針や教育環境についての説明を聞いたり、学習の様子や学校行事等を見学したりしてください。
- 「就学支援シート」（教育委員会指導部インクルーシブ教育推進担当HPに掲載）をご活用ください。
- 特別支援学校(府立支援学校)の学校見学、就学相談を希望の場合は、小学校に申し込んでください。
- 8月末頃から9月にかけて、区役所からご家庭に「学校案内」が送付されます。学校選択制の対象となる場合は、希望する学校を選択することができます。(希望の状況によっては抽選になります。)



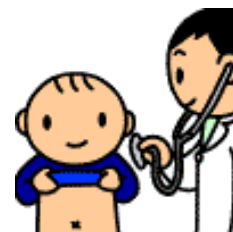
11月頃まで

### 【就学先の決定】

- 「通常学級で学ぶ」「特別支援学級で学ぶ」「特別支援学校(府立支援学校)に就学する」等、就学先のご希望について、ご相談された小学校にお伝えください。

10月～12月上旬まで 【就学時健康診断の実施】

- 小学校で健康診断を行います。
  - ・就学時健康診断では、入学後の学校生活等についてご相談いただくことができます。



12月上旬

- 学校選択制の抽選



1月末までに

### 【就学通知書の受け取り】

- 就学通知書とともに、入学説明会の案内等が、ご家庭に届きます。

※ 小学校：12月末ごろ 特別支援学校(府立支援学校)：1月末ごろ

2月～3月

### 【入学説明会】

4月

### 【入学式】

## 【相談窓口】 通学区域の小学校

学校名

小学校

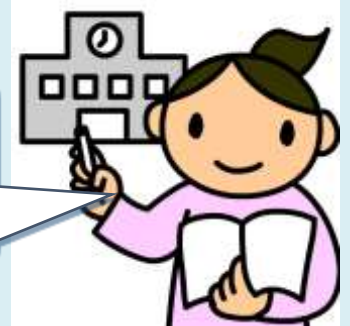
電話番号

## 就学相談Q&A

Q：就学相談はいつからできますか？



A：就学する前年の4月頃からできます。それ以前でも、希望があれば相談できます。できるだけ早い時期から居住地の小学校にて就学相談を行ってください。



Q：相談時に持って行くものはありますか？



A：お子様の障がいの状況が分るような、参考となる資料がございましたらお持ちください。添付の「就学支援シート」をご活用いただくこともできます。また、「発達ノート」もご活用いただけます。



Q：就学相談では、どんなことが相談できますか？



A：お子様の障がいの状況から、どのような支援が必要なのかを相談できます。また、学校の様子を聞いたり、授業の様子を見学したりすることもできます。



Q：就学相談は1回だけですか？ 誰に相談すればいいですか？



A：ご希望があれば、必要に応じて、いつでもご相談ください。学校では、管理職のほか、特別支援教育コーディネーター等が、お話を伺い、就学に向けて一緒に考えてまいります。また、教育委員会に就学相談の窓口があり、電話や面談での相談を行っています。就学等でご不明なことがあれば、遠慮なくお問い合わせください。



Q：障がいが重くても、地域の学校で学ぶことができますか？



A：大阪市では、障がいの程度に関係なく、地域の小・中学校で、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を進めています。就学先を決める際には、本人や保護者の方の意向を尊重しています。





Q：特別支援学校(府立支援学校)も見学できますか？

A：通学区域の小学校を通して申込みことができます。



Q：就学時健康診断はいつですか？

A：小学校によって時期は異なりますが、10月～12月上旬までに小学校で実施します。通学区域の小学校からご家庭に案内が届きます。学校選択制で通学区域の小学校以外を希望される場合も、通学区域の小学校で受診してください。



Q：障がいの状況によって、配慮はありますか？



A：学習における支援や移動時の介助、集団生活や給食時における配慮等、お子さんに必要な合理的配慮については、学校と十分相談してください。



Q：就学相談後は、どうしたらいいですか？



A：学校と十分にご相談されたうえで、11月頃までに、通学区域の小学校に、就学先の希望をご連絡ください。学校選択制を実施する場合は、10月末が学校選択の希望調査の〆切りとなります。その後も、ご相談やご希望については、引き続き、お問い合わせいたします。



Q：通級指導教室とは何ですか？



A：小学校の通常学級に在籍する、聞こえ・ことば・コミュニケーションに課題がある子どもたちが障がいに応じ、週に例えば1～2時間程度通って指導を受ける制度です。



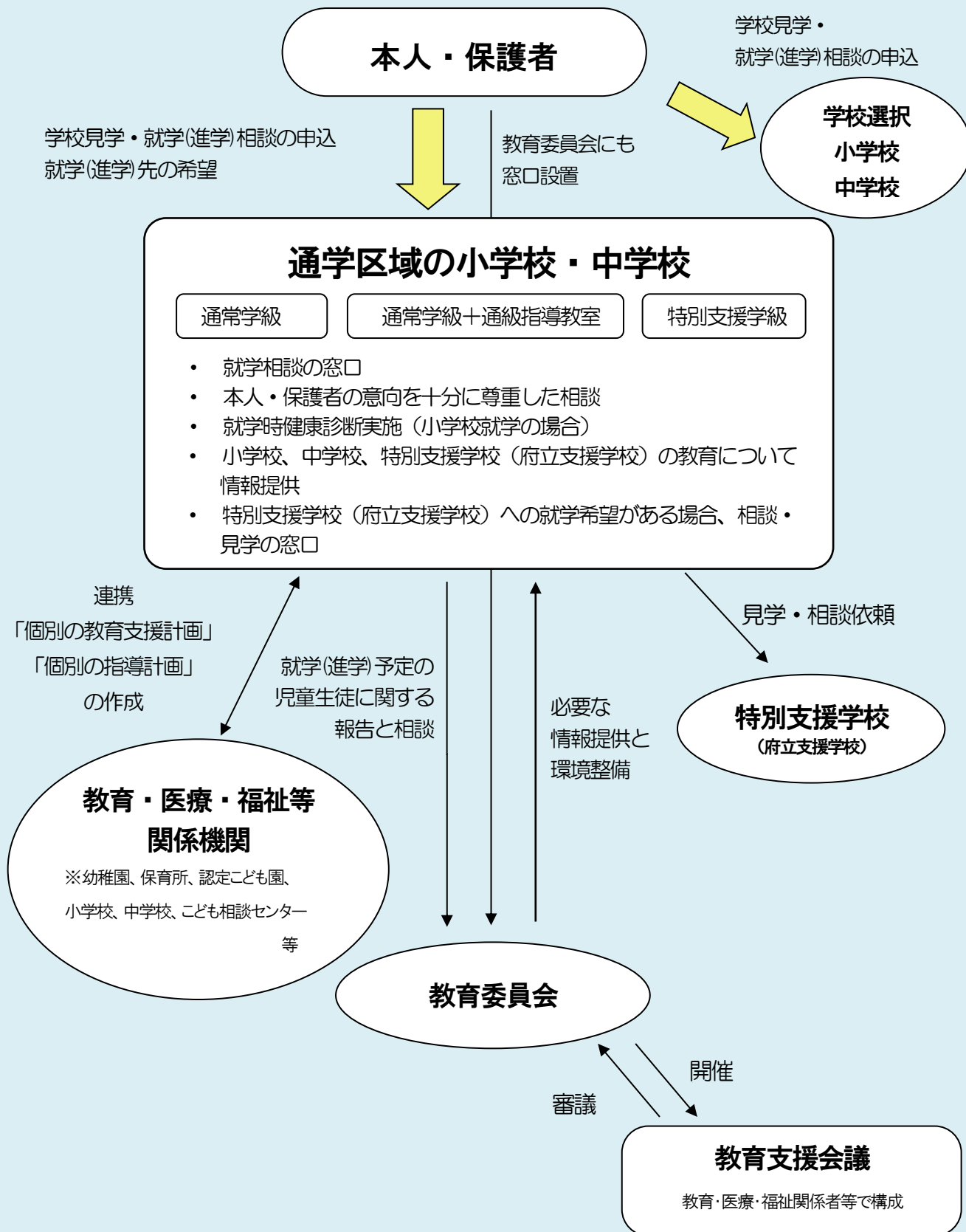
Q：小学校や特別支援学校(府立支援学校)に就学した後に、転学の相談はできますか？



A：転学の相談は可能です。お子様の教育を第一に考え、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友だち関係や指導の継続性をふまえながら、相談をすすめていきます。



# 就学・進学のおくみ



## 大阪市の主な相談窓口

### 【特別支援教育一般、特別支援学級・特別支援学校(府立支援学校)への就学・進学相談】

○通学区域の小学校・中学校

○大阪市教育委員会 指導部インクルーシブ教育推進担当 ☎ 6327-1016

相談員が就学・進学に関する相談をお受けします。 6327-1017

学校での生活や指導等、特別支援教育全般について相談できます。

※教育委員会指導部のホームページには、特別支援教育についてさまざまな情報を掲載しております。

### 【子育てに関する相談について】

○各区保健福祉センター福祉業務担当（子育て支援室）

保育士や家庭児童相談員から、発達や子育てについてのいろいろな情報やアドバイスを得ることができます。

また、地域の子育てグループや専門機関等の情報を得ることもできます。

### 【子どもにかかわる相談】

○大阪市こども相談センター ☎ 4301-3100

[阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区以外にお住まいの方]

○大阪市南部こども相談センター ☎ 6718-5050

[阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区にお住まいの方]

専門の職員が面接や必要に応じて心理検査等を行い、お子さんの状態や家庭の状況を把握し、どのような支援が必要か検討します。

なお、不登校・学習・対人関係などの教育相談、里親相談は大阪市こども相談センターで一括して相談を実施しています。

### 【発達障がいに関する相談について】

○大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか） ☎ 6797-6931

専門の相談員に相談ができます。発達障がいに関する情報提供や支援方法についてのアドバイスを受けることができます。

### 【特別支援学校(府立支援学校)について】

○特別支援学校(府立支援学校)への就学については、通学区域の小学校が学校見学・教育相談の窓口となります。

障がい種別に応じたアドバイスを受けることができます。